

# 平成18年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱（案）

## 1 目的

この訓練は、大規模地震対策特別措置法第32条、災害対策基本法第48条及び愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき、国、県、市町村、防災関係機関、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等が総ぐるみで、その発生が懸念される東海地震をはじめとする大規模地震を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

## 2 主 唱

愛知県防災会議

## 3 訓練実施日

平成18年8月30日（水）から平成18年9月5日（火）までの「防災週間」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

## 4 訓練想定等

### (1)東海地震

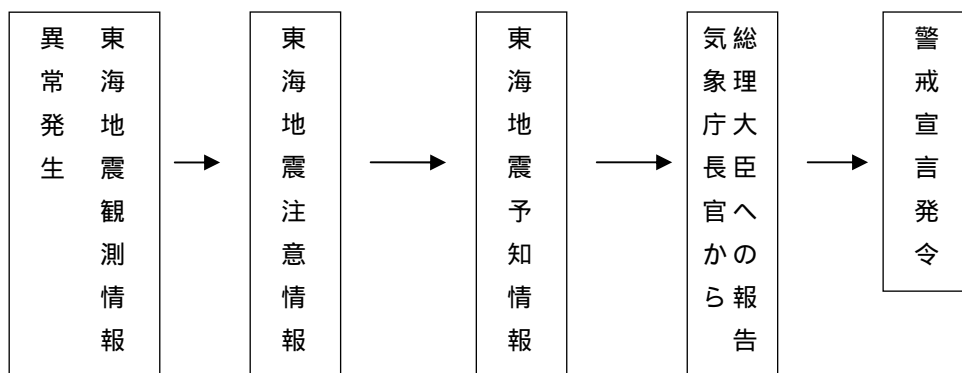
ア 想定震度等……震度5弱から震度6強、「愛知県外海大津波」及び「伊勢・三河湾津波」の津波警報発令

イ 東海地震に関連する情報……東海地域の地震観測データに異常が発見され、気象庁が、次の区分に基づく情報を発表

東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について、直ちに評価できない場合に発表。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表。これを受け準備行動開始の意思決定等の対応がとられる。判定会招集の旨の情報もこの情報の中で伝達される。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。これを受け警戒宣言等の対応がとられる。

ウ 警戒宣言発令……内閣総理大臣が地震災害に関する警戒宣言を発令

エ 異常発生から警戒宣言発令までの経過は、概ね次のとおりである。



### (2) 東南海地震等のその他大規模地震

ア 想定震度……震度5強以上

イ 地震発生……それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

## 5 訓練参加機関等

- (1) 県、県教育委員会、県警察本部、市町村、広域連合、消防一部事務組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関
- (2) 学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等

## 6 訓練実施計画

### (1) 愛知県

#### 訓練実施時期及び内容

平成18年9月1日(金)

地震予知を前提とする東海地震を想定した国、県、市町村及び防災関係機関が連携して行う通信訓練

平成18年9月2日(土)

南知多町との共催による、突然の発災を前提とする東海・東南海地震(連動)を想定した地震実働訓練及び本部運用・通信訓練

### (2) 市町村、広域連合、消防一部事務組合、防災関係機関等

#### ア 訓練実施日

平成18年8月30日(水)から平成18年9月5日(火)までの「防災週間」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

#### イ 訓練内容

地域の実情に即した訓練実施計画を作成し、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、住民等できる限り多くの参加者を得て相互に協力する訓練

- (3) 学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、住民等  
県、市町村及び防災関係機関の実施する訓練に積極的に参加するとともに、地域、施設、職場、家庭等それぞれの日常生活の場で実施する訓練

## 7 訓練の実施に当たっての基本方針

訓練の実施に当たっては、次の基本方針に沿って実施する。

### (1) 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに災害応急対策として講ずべき事項を、より現実的かつ実践的に検討し、訓練進行上の必要性にとらわれず、見せることのみを目的とすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階においては、国、県、市町村、防災関係機関、地域住民等の参加者それぞれの防災上行うべき役割を確認しつつ相互に協力する。

訓練方法については、努めて、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者の判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方法により実施する。

### (2) 訓練結果の検証と評価の実施

訓練終了後には、訓練実施途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者からの意見聴取等を通じ、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性を検証すること。検証の結果は、課題を明らかにした上で、訓練のあり方ばかりでなく、防災計画等の見直しなど、今後の防災体制整備、充実に役立てるものとする。

(3) 広報の充実と県民参加型訓練の工夫・充実

県民が積極的に防災訓練に参加し、或いは見学することを通じて、自らの災害に対する準備を充実できるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加できるよう、訓練内容を工夫・充実をさせるとともに、報道機関等と連携を図りつつ、防災訓練に関する広報の充実に努めること。

また、防災訓練の広報と合わせて、大規模災害の教訓やハザードマップの周知、身の回りの地域における日常からの減災への備えと被災時の的確な行動の検討を促すこと等の広報活動により、県民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、また、地域、学校、職場等との連携した防災活動を促進し、「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」を考える機会となるよう工夫する。

(4) 地域の実情に応じた訓練

この地域が、東海地震の地震防災対策強化地域、東南海、南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている市町村を多く抱え、過去に内陸型地震である濃尾地震、三河地震による広域に甚大な被害を受けた地域であることから、広域的ネットワークを活用した訓練や各種協定等に基づく広域応援訓練の実施等を積極的に検討するものとする。

また、各地域により、想定される被害の態様も異なることから、訓練の必要性の高い訓練項目を検討のうえ、積極的に地域の実情に即した訓練を実施する。

(5) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努める。

特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

また、事業所、NPO、ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

(6) 防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進

過去の大規模災害の教訓の伝承等により、災害につながる地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及を図るとともに、家屋の耐震構造の強化、その他の災害に強いまちづくりのために重要な事項について積極的に周知を図るよう努める。

8 主な訓練項目

各訓練実施者は、それぞれの地域、施設等の実情に応じ、別表に掲げる訓練項目を基本として適宜実施する。

9 訓練参加の呼びかけ

県、市町村及び防災関係機関は、各機関及び関係団体の広報紙、定期刊行物、防災パンフレット等あらゆる広報手段を利用し、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、住民等に訓練参加の呼びかけをするとともに、「自らの地域は自ら守る。」という自主防災の意識の普及に努める。

10 国の行う総合防災訓練への参加

この県民総ぐるみの防災訓練は、中央防災会議の主唱により行われる平成18年度総合防災訓練と連携を保ち実施するものとする。

別 表

訓 練 項 目

区 分	東海地震に関連する情報の発表時及び 警戒宣言発令時の対応	地 震 発 生 時 の 対 応
県 ・ 市 町 村 等 始 め 防 災 関 係 機 関	東海地震に関連する情報の伝達 警戒宣言、地震情報の伝達 非常呼集 警戒本部（強化地域）又は災害対策本部 （強化地域外）の設置 広報 応急対策実施状況の収集・伝達 応急対策 ・住民、児童・生徒等の安全確保 ・混乱防止 ・出火の防止 ・防災資機材等の点検・配備 ・避難所開設準備	地震情報及び津波情報の伝達 各種要請事項の伝達 非常呼集 災害対策本部の設置 広報 被害状況、避難状況及び災害応急 対策実施状況の伝達 応急対策 ・初期消火、消火活動、救出救護 ・避難誘導、給食給水、交通規制 ・物資輸送、施設応急復旧（通信 ・電力・ガス・水道等） ・ボランティア支援本部開設・運 営
民 間 事 業 所	警戒宣言の覚知・伝達 職場の防災会議 ロッカー・設備等の転倒防止、ガラスの飛 散防止 火気使用の自粛 危険物の保安、危険か所の点検 防災資機材の点検・整備 入場者、来客の安全確保及び避難誘導 非常持ち出し品の点検、避難場所の確認等 の避難準備	危険物施設・消防施設の点検報 告 初期消火、延焼防止 有害物質等の除害・保安措置 救出救助 避難誘導 被災施設等の応急復旧 給食給水 被害情報・安否情報・市町村情 報等の収集・伝達
自 主 防 災 組 織 ・ 住 民	警戒宣言の覚知・伝達 自主防災組織の配備・班編成 自主防災組織による住民のとるべき措置の 呼びかけ及び高齢者、障害者等の安全確保 家庭の防災会議 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止 火気使用の自粛 危険物・プロパンガス等の保安 初期消火の準備 非常持出品の点検、避難場所の確認等避難 準備 防災資機材等の点検整備	初期消火 救出救護 避難誘導 給食給水 被害情報・安否情報・市町村情 報等の収集・伝達

